

システナ健保だより

2021.4
No.108



知っておきたい!
健保の知識

被扶養者に異動があったら届出をお忘れなく!



被扶養者が就職したり、収入が増えた場合など、被扶養者の資格にあてはまらなくなったら、扶養から外す手続きが必要です。「被扶養者(異動)届」に「保険証」を添え、5日以内に当健保組合に届け出てください。
※「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの被扶養者は、あわせて返却してください。

こんな場合は被扶養者の資格から外れます

就職・他の健保組合に加入した

- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- 被扶養者がパート先で被保険者になった。

パートやアルバイトをしていて下記の要件をすべて満たす場合は、お勤め先の健康保険の被保険者となります。

- (1) 週の所定労働時間が20時間以上
- (2) 賃金月額が88,000円(年収106万円)※以上
※残業代、通勤手当などを含めない所定内賃金
- (3) 雇用期間が1年以上見込まれる
- (4) 学生でない
- (5) 職場が以下のいずれかに該当
①従業員が501人以上 ②従業員が500人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている

収入が増えた

- 被扶養者の年間収入が130万円※以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。
※60歳以上または障害がある場合は180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。

別居した

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族※が、被保険者と別居した。
※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(三親等内)は同居でなければ被扶養者として認定されません。

失業給付金を受給した

- 被扶養者が基本手当日額3,612円(60歳以上は5,000円)以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

国内居住要件を満たさなくなった

- 日本国内に住所を有さなくなった。

ただし、次のような場合は、被扶養者として認められます。

- ①留学する学生 ②海外赴任に同行する家族 ③観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している(ワーキングホリデーや青年海外協力隊など) ④海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる ⑤その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する

75歳になった

- 被扶養者が75歳※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。
※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

Q 被扶養者の異動届の手続きをしないとどうなるの?

A 被扶養者数も、健保組合が国へ支払う高齢者医療への拠出金の算定に反映されています。そのため、手続きをしないと、本来、被扶養者でないのに被扶養者数に含まれることとなり、不要な支出につながります。
つまり、みなさんが健保組合に納めている保険料が適正に使われないことになります。



令和3年度収入支出予算の報告

予算総額は 30億2,298万円



効率的な活用で
みなさまの健康を支援します

健保を取り巻く状況

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、経済にも大きな影響を及ぼしています。健保組合においては、企業業績の悪化等による保険料収入の大幅な減少が見込まれるなど、深刻なダメージを受けることが予測されています。

わが国の医療保険財政は、団塊の世代が75歳を迎え後期高齢者に移行し始める令和4年(2022年)から医療費の急増が見込まれ、現役世代の納付金負担が増大する「2022年危機」を目前にした厳しい状況です。新型コロナウイルスの感染拡大は、健保財政の窮状に拍車をかける事態となっています。

政府は2月5日に後期高齢者の窓口負担見直しなどを盛り込んだ健保法等改正法案を閣議決定し、国会に提出しました。75歳以上の高齢者のうち、単身世帯で年収200万円以上の人が2割負担に引き上げられることとなりますが、負担と給付のアンバランスの是正には十分とはいえません。国民皆保険制度を将来にわたって維持していくためには、引き続き制度の見直しが求められます。

令和2年度着地見直し

令和2年度総収入は予算額(2,510百万円)より20百万円少ない2,490百万円、総支出は予算額より1,206百万円少ない1,304百万円となる見込みです。

従って、令和2年度からの繰越金850百万円よりも112百万円多い962百万円を令和3年度へ繰り越す予算としていましたが、さらに223百万円多い1,185百万円を繰り越せる見込みです。

令和3年度保険料率

保険料率は前年度と同率の9.4%で変更ありません。

令和3年度予算

令和2年度は被保険者数4,049名、平均標準報酬月額319,981円、賞与総額2,352百万円、保険料収入は1,629百万円の予算でしたが、令和3年度予算は被保険者数の増加等を見込んで編成しました。

令和3年度の基礎数値は被保険者数に増加を見込んで4,684名、平均標準報酬月額311,462円、賞与総額2,336百万円で、保険料収入は1,798百万円を見込んでいます。前年度繰越金1,185百万円を見込んで、収入合計は3,022百万円です。

支出は保険給付費910百万円、納付金714百万円、保健事業費98百万円、事務費47百万円などで、不足分を補うための予備費として1,220百万円を計上しています。経常収入支出差引額はプラス26百万円です。

資産と支払余剰金の推移

健康保険組合の資産は法定準備金、任意積立金、支払余剰金の形で保有しています。令和1年度決算時点では、法定準備金200百万円、任意積立金206百万円、支払余剰金850百万円で、合計1,256百万円でした。

令和2年度決算時点では法定準備金・任意積立金は変わらず、支払余剰金1,185百万円で、合計1,591百万円の見込みです。

令和3年度の決算見込みでは法定準備金・任意積立金(同額)に加え支払余剰金1,220百万円で、合計1,626百万円の見込みです。経常支出合計1,773百万円の約11ヶ月分程度の資産を保有できる見込みです。



令和3年度予算概要:一般勘定

●収入 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
健康保険収入	1,799,286	1,630,193	169,093
{ 保険料	1,798,695	1,629,679	169,016
{ 国庫負担金収入・他	591	514	77
繰越金	1,185,472	850,862	334,610
調整保険料	27,204	22,864	4,340
国庫補助金収入	302	154	148
財政調整事業交付金	10,000	5,000	5,000
雑収入	723	1,403	-680
合計	3,022,987	2,510,476	512,511

●支出 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
事務費	47,888	52,098	-4,210
保険給付費	910,938	824,244	86,694
{ 法定給付費	892,060	803,953	88,107
{ 付加給付費	18,878	20,291	-1,413
納付金	714,701	556,129	158,572
{ 前期高齢者納付金	276,934	186,960	89,974
{ 後期高齢者支援金	437,753	369,156	68,597
{ 病床転換支援金	2	2	0
{ 退職者給付拠出金	12	11	1
保健事業費	98,586	90,357	8,229
還付金	105	2	103
営繕費	1,300	1,301	-1
財政調整事業拠出金	27,204	22,864	4,340
連合会費	1,145	1,032	113
雑支出	200	200	0
予備費	1,220,920	962,249	258,671
合計	3,022,987	2,510,476	512,511

介護保険

令和2年度着地は収入合計が予算98、879千円より4、169千円少ない94、710千円、支出合計が89、724千円となり、この残金全額4、986千円を令和3年度へ繰り越す予定です。
令和2年度から介護納付金の算定が全面総報酬割となりました。言い換えると、準備金や繰越金を取り崩して料率を抑えない限り、協会けんぽを含めたすべての健保組合が同じ料率になるといふことです。これは国費(税金)から協会けんぽへの補助金を健保組合に肩代わりさせる施策によるものです。協会けんぽでは令和2年度の1・79%から令和3年度は1・80%に上がりました。
当健保組合の令和3年度保険料率は令和2年度と同じ料率1・74%とし、収入は介護保険収入94、488千円、繰越金4、986千円、準備金からの繰入金500千円等で合計99、978千円を見込

んでいます。支出は納付金支出95、735千円、予備費4、231千円で収入と同額を見込んでいます。介護保険収入と納付金支出との不足分は繰越金でまかない、令和4年度へ4、231千円を繰り越す予定です。なお介護保険収入が予算よりも減少して納付に不足する場合にのみ、準備金からの繰入を行います。
当健保組合は、今後も医療費削減のために、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費通知の実施、レセプト点検、被扶養者資格確認、柔道整復師療養費適正化およびレセプト情報や特定健診・特定保健指導の結果に基づく疾病予防・早期発見・早期治療への取り組み等を推進していきます。また事務やシステムの合理化をすすめ経費削減に努めてまいります。限りある保険料収入を効率的に活用して、みなさまの健康と安心を支えてまいります。



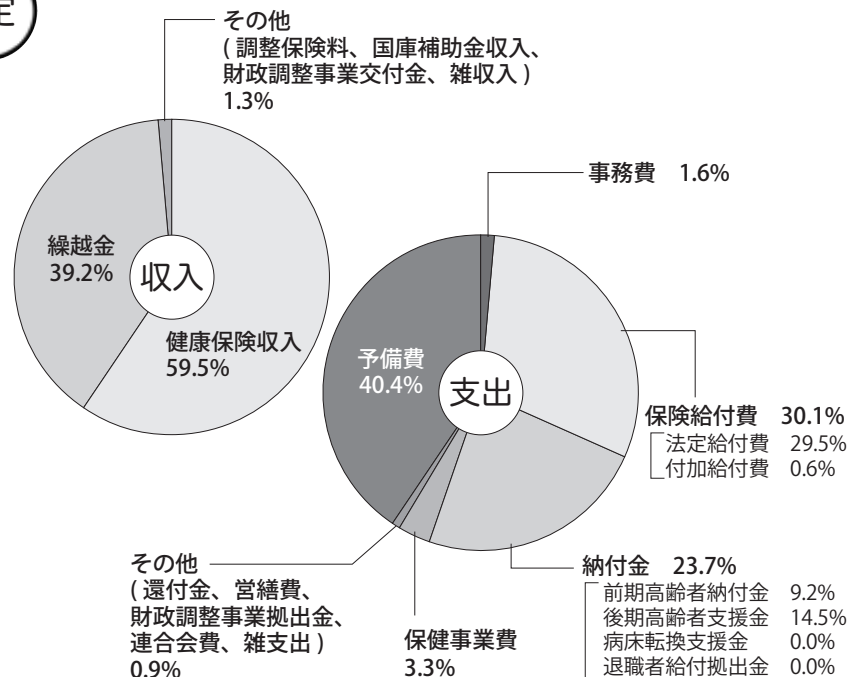
令和3年度予算概要:介護勘定

●収入 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護保険収入	94,488	94,875	-387
繰越金	4,986	4,000	986
繰入金	500	0	500
雑収入	4	4	0
合計	99,978	98,879	1,099

●支出 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護納付金	95,735	89,724	6,011
還付金	10	1	9
積立金	0	0	0
雑支出	2	2	0
予備費	4,231	9,152	-4,921
合計	99,978	98,879	1,099





喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化の最大のリスク



喫煙者のリスクは3倍以上

中国・武漢の新型コロナウイルス感染症患者（1,099人）のデータを分析した結果^{*1}、喫煙者は人工呼吸器の装着あるいは死亡する危険性（リスク）が、非喫煙者の3倍以上になることが明らかになっています。また高齢などの条件よりも喫煙のほうがリスクを高めることがわかってきました。



WHO（世界保健機関）ではこれらの状況を受け、新型コロナウイルス感染症の重症化予防のため、「禁煙すること」を強く推奨しています。

* 1 Guan WJ, et al. Clinical Characteristics of Coronavirus Disease 2019 in China. N Engl J Med. 2020 Feb 28; NEJMoa2002032. doi: 10.1056/NEJMoa2002032.

喫煙所でコロナ感染の事例も

そもそも喫煙という行為は、ウイルスで汚染されたかもしれない指先を口元に近づけるため、感染のリスクが高くなります。また職場ではマスクなどで感染予防をしても、休憩中に喫煙所で感染した疑いのある事例も発生しました。喫煙は、家族や周囲の人に対するたばこの害だけでなく、新型コロナウイルス感染のリスクを高めているといえます。

2020年度からは、禁煙外来がオンライン診療で受けられるようになりました。また、保険適用される禁煙アプリ^{*2}も出てきました。新型コロナウイルス感染症予防のためにも、喫煙者の方は、禁煙を始めましょう！

* 2 CureApp SC ニコチン依存症治療アプリ及びCOチェッカー：患者のスマホにダウンロードする「患者アプリ」、患者の呼気中のCO濃度を測定し患者アプリに送信する「COチェッカー」、患者アプリの進捗確認等ができる「医師アプリ」で構成されています。

公告

公告第237号

新年度の健康保険料率及び介護保険料率について

健康保険料率は1,000分の94、介護保険料率は1,000分の17.4とし、いずれも前年度から変更ありません。

令和3年3月1日（令和3年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については令和3年4月1日）から実施します。

	健康保険料率		介護保険料率	
	新料率	旧料率	新料率	旧料率
被保険者	47.000/1,000	47.000/1,000	8.700/1,000	8.700/1,000
事業主	47.000/1,000	47.000/1,000	8.700/1,000	8.700/1,000
合計	94.000/1,000	94.000/1,000	17.400/1,000	17.400/1,000

公告第238号

任意継続被保険者の新年度保険料について

令和3年度の任意継続被保険者の標準報酬月額が320,000円です。保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	320,000円（第23等級）
健康保険料月額	320,000円 × 94/1,000 = 30,080円
介護保険料月額	320,000円 × 17.4/1,000 = 5,568円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額（上記金額）を比べ、いずれか低い方の額を適用します。

（適用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日）

事業概要

（2021年2月末現在）

事業所数



9事業所

被保険者数



男 2,394人
女 1,788人
計 4,182人

平均標準報酬月額



男 349,737円
女 263,110円
平均 312,700円

被扶養者数



1,319人
1人当たり扶養率
0.32人

介護保険第2号被保険者数



1,142人